

2008年度 第8回 パルシステム千葉NPO助成基金応募要項

1. パルシステム千葉 NPO 助成基金とは

この基金は、環境や福祉など様々な課題に対して自発的に取り組み活動しているNPO、または今後活動を立ち上げようとしているNPOを、パルシステム千葉が資金面で助成する制度です。パルシステム千葉が助成を行うことで、自らの手で課題解決に取り組む市民参画型の活動・運動・事業を支え、NPOとパートナーシップを組み合わせながら市民による地域社会づくりを促進することを目的としています。

2. 助成の対象となる分野

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動（注1）。その他運営委員会が適当と判断したもの。

3. 助成の対象となる団体・事業

- (1) 千葉県内に事務所を有し、活動・運動・事業を行っている、あるいはそれらを始めようとする団体などの自主組織であり、事業遂行能力を有するもの。
- (2) 団体の規模や法人の有無は問いません。ただし、著しく政治・宗教・思想・個人利益に偏するか、閉鎖性が強いと認められる場合は除きます。
- (3) 同一の活動・運動・事業による助成回数は3回までとします。
- (4) 他の助成金と同事業、同内容では申請できません。

4. 助成基金の使途

- (1) 活動・運動・事業を始めたり発展させて行くために必要性の高い機器の購入費など。
- (2) 活動・運動・事業の実施のために直接必要となる経費。

注：経常的に出る経費は対象になりません。

5. 助成額

助成は1事業年度につき1件且つ上限額を30万円としますが、本助成金を活用して新規立ち上げを行う場合のみ、上限額を50万円までとします。なお、審査の結果、申請額に対して満額支給とはならない場合もあります。

6. 申請書作成について

パルシステム千葉NPO助成基金申請書(様式1)に直接記入あるいはワープロ等で作成してください。パソコン・ワードプロセッサを使って作成する場合は、フォントを10以上にしてください。手書きの場合は、黒インクかボールペンで記入してください。なお、控えとして手元に申請書の写しを必ず保管してください。申請書は、パルシステム千葉あるいはNPO支援センターちばのホームページよりダウンロードできます。

7. 申請書受理票について

パルシステム千葉NPO助成基金申請書受理票(様式2)は、申請書を受理したことを証明する書類です。申請団体名と、代表者名を記入してください。本票は受理後、受付番号を記入し、申請者に返送いたします。

8. 申請時に提出する書類

パルシステム千葉NPO助成基金申請書(様式1)

パルシステム千葉NPO助成基金申請書受理票(様式2)

見積書等(器具・機材購入に限る。ただし、1品目10万円以上になる場合は、2社分の見積書を提出してください。コピー可)

返信用封筒(受理票の返信先となる住所・氏名を明記して下さい。切手不要)

前年度決算報告書、今年度予算計画書のコピー

団体紹介・過去の事業の資料など、活動内容のわかる資料

誓約書(様式5)

、がない新規立ち上げ団体の場合は、団体情報に代わるものとして、呼びかけ人（立ち上げの人）一覧（別紙 1）を提出してください。

9. 助成申請公募期間

2007年12月10日（月）～2008年1月18日（金）

助成申請書は、必要事項を記入・捺印の上、1月18日（金）までに郵送してください。締切日当日消印有効です。（持ち込み不可。郵送に限ります。）

10. 助成団体の選考

「パルシステム千葉NPO助成基金運営委員会」が3月中に選考・決定を行います。助成団体は、運営委員会と覚書を締結します。覚書締結後、1ヶ月以内を目処に助成金を交付します。

11. 事業の実施について

1) 当助成事業実施中における申請内容の変更については、以下の通りとします。

代表者、連絡先等の変更があった場合：速やかに「団体情報変更届」（様式4）を提出して下さい。助成事業を実施しなかった申請団体・団体代表者については、3年間、新たな助成申請を受け付けないことがあります。万一、助成事業の実施・継続に不安が生じた際には、直ちに事務局にご相談ください。

2) 物品の購入、または研修やシンポジウムなどを開催した場合、購入物あるいは掲示物、チラシ等にパルシステム千葉NPO助成基金の事業である旨の表記をしてください。

表記例：「パルシステム千葉NPO助成基金助成事業」

「この事業はパルシステム千葉NPO助成基金の助成により運営しています」

12. 活動事業報告

本助成事業に係る活動は、交付から2009年3月末日までに終了するものとし、同日をもって会計報告を含む活動事業報告をまとめ、「パルシステム千葉NPO助成基金による活動報告書」（様式3）を4月末日までに提出してください。

なお、新規立ち上げ団体で50万円を申請した団体は、別途中間報告書を提出していただきます。中間報告書は、事業実施期間中に事務局より送付いたします。

13. 報告時提出書類

パルシステム千葉NPO助成基金による活動報告書（様式3）

かかった経費の領収書（コピー可）。提出の際は、A4紙を片面だけ使用し、余白を左3cmとり、重ならないように貼ってください。

実際に活動している状況がわかるもの（写真、配布資料、広報紙など）

14. 申請受理から助成基金交付までの流れ

2007年12月10日～2008年1月18日



2月～3月



交付～2009年3月31日



4月末日

助成基金公募受付

ヒアリング調査

パルシステム千葉NPO助成基金運営委員会による選考

書類審査

選考結果の決定通知・覚書締結

覚書締結後1ヶ月以内を目処に助成基金交付

助成基金事業実施期間

会計報告を含む活動・事業報告のまとめの提出

注 1 特定非営利活動（特定非営利活動促進法別表）

次に該当する活動であること

- 1 保健、医療または福祉の増進を図る活動
 - 2 社会教育の推進を図る活動
 - 3 まちづくりの推進を図る活動
 - 4 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
 - 5 環境の保全を図る活動
 - 6 災害救援活動
 - 7 地域安全活動
 - 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - 9 国際協力の活動
 - 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - 11 子どもの健全育成を図る活動
 - 12 情報化社会の発展を図る活動
 - 13 科学技術の振興を図る活動
 - 14 経済活動の活性化を図る活動
 - 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - 16 消費者の保護を図る活動
 - 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

この申請で知り得た情報は、助成金の選考と、（特活）NPO 支援センターちばからの情報提供（希望の場合）以外では使用しません。選考結果については、3月31日までに郵送にてお知らせいたします。選考理由に関するお問合せには応じかねますので、ご了承ください。

本助成基金は、（特活）NPO 支援センターちばが運営委員会事務局を受託運営しています。

<お問い合わせ、申請書・活動報告書提出先>
パルシステム千葉 NPO 助成基金運営委員会事務局
特定非営利活動法人 NPO 支援センターちば 担当：松浦
〒277-0005 千葉県柏市柏 2-5-9 岡田屋ビル 5F
TEL：04-7168-8600 / FAX：04-7168-8611
E-mail：mail@npo-scc.org / URL：<http://www.npo-scc.org/>